

令和5年度 第1回秋田市社会福祉審議会 会議資料

日 時：令和5年5月29日（月）
午後1時30分から
会 場：中央サービスセンター
多目的ホール

〈 目 次 〉

○ 第5次地域福祉計画の策定について	4
○ 第11次高齢者プランの策定について	10
○ 第6次障がい者プランの策定について	16
○ 令和5年度当初予算の概要	21
○ (参考) 社会福祉審議会関係法令	41

この資料は、審議会当日お持ちください。

社会福祉審議会委員名簿

任期 令和6年5月8日まで

	分科会	氏名	所属団体名	団体における職名	兼務	備考
1	児童	伊藤 修	秋田市小学校長会	会員	民生委員審査	
2	児童	稲見 育大	一般社団法人秋田市医師会	理事		
3	児童	奥山 順子	秋田大学教育文化学部	元教授		
4	児童	小林 崇之	一般社団法人秋田市歯科医師会	地域保健理事		
5	児童	佐々木 亮次	秋田県公認心理師・臨床心理士協会	会長		
6	児童	三條 正弘	秋田市保育協議会	会長		
7	児童	塩谷 正文	秋田市民生児童委員協議会	副会長	民生委員審査	
8	児童	柴田 和孝	秋田市私立幼稚園PTA連合会	顧問		新任
9	児童	田中 千晴	秋田労働局	雇用環境・均等室長		
10	児童	鶴田 悦子	CAPあきた	代表		
11	児童	中川 聖子	秋田市母子寡婦福祉連合会	会長		
12	児童	長谷川 瑞子	秋田市連合婦人会	会長	民生委員審査	
13	児童	松田 明德	秋田市保育協議会			新任
14	児童	水木 卓	連合秋田中央地域協議会	議長		
15	児童	水澤 聡	秋田商工会議所	専務理事		
16	児童	南野 久男	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	児童保護課長	民生委員審査	新任
17	児童	宮野 はるみ	一般社団法人秋田県助産師会	会員		
18	児童	山崎 純	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長		
19	児童	渡辺 丈夫	秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長		
20	障がい者	新井 敏彦	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	部会長		新任
21	障がい者	伊藤 司	秋田市身体障害者協会	会長		
22	障がい者	小田嶋 郁夫	秋田県社会福祉事業団 高清水園	園長		
23	障がい者	古宇田 稔夫	秋田公共職業安定所	所長	民生委員審査	新任
24	障がい者	小林 顕	一般社団法人 秋田市手をつなぐ育成会	会長		
25	障がい者	佐々木 明美	社会福祉法人グリーンローズ	オリブ園園長	地域福祉	
26	障がい者	佐藤 正俊	秋田県知的障害者福祉協会	監事	地域福祉	

※太枠は新任委員

社会福祉審議会委員名簿

任期 令和6年5月8日まで

	分科会	氏名	所属団体名	団体における職名	兼務	備考
27	障がい者	澤石 由記夫	秋田県立医療療育センター	センター長		
28	障がい者	筒井 貴久	医療法人 久幸会	げんきハウス下新城 管理者		
29	障がい者	成田 将輝	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構 秋田障害者職業センター	所長		
30	障がい者	三浦 利哉	一般社団法人秋田市医師会	理事		
31	障がい者	三浦 雅子	NPO法人秋田けやき会	副理事長		
32	障がい者	毛内 嘉威	秋田公立美術大学	副学長		
33	高齢者	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡 協議会	会長		
34	高齢者	大友 健	一般社団法人秋田県薬剤師会 秋田中央支部	幹事長		
35	高齢者	川村 啓子	公益社団法人認知症の人と家 族の会秋田県支部	世話人		
36	高齢者	菊地 雅明	一般社団法人秋田市歯科医師 会	福祉保健理事		
37	高齢者	熊谷 肇	一般社団法人秋田市医師会	副会長		
38	高齢者	佐々木 真	秋田市老人福祉施設連絡協議 会	会長	地域福祉	
39	高齢者	佐藤 昭一	秋田市老人クラブ連合会	会長		
40	高齢者	高杉 静子	秋田市エイジフレンドリーシ ティ行動計画推進委員会	委員		
41	高齢者	萩原 智代	日本赤十字秋田看護大学看護 学部	准教授		
42	高齢者	船木 孔	秋田市地域包括・在宅介護支 援センター連絡協議会	幹事	地域福祉	
43	高齢者	保泉 拓	一般社団法人秋田県社会福祉 士会	権利擁護委員		
44	高齢者	三浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会	会長	地域福祉	
45	高齢者	綿貫 哲	秋田県中央地区介護支援専門 員協会	監事		新任
46	地域福祉	上村 清正	秋田市保育協議会	副会長		
47	地域福祉	遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議 会	会長		
48	地域福祉	黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福 祉協議会	会長	民生委員審査	
49	地域福祉	佐々木 政昭	中央地域づくり協議会	会長	民生委員審査	新任
50	地域福祉	羽濑 友則	国立大学法人秋田大学医学部	学部長		
51	地域福祉	前原 和明	国立大学法人秋田大学教育文 化学部	教授		
52	地域福祉	渡邊 剛	秋田経済同友会	常任幹事		

※太枠は新任委員

社会福祉審議会関係職員一覧（課所室長以上(R5.4.1時点)）

福祉保健部

職 名	氏 名
福祉保健部長	佐々木 保
福祉保健部次長	佐々木 良 幸
福祉保健部副理事 兼 監査指導室長	阿 部 雅 紀
福祉総務課長	船 木 貴 博
福祉総務課地域福祉推進室長	東 海 林 健
障がい福祉課長	牧 野 悌 子
長寿福祉課長	相 場 修
長寿福祉課エイジフレンドリーシティ担当課長	小 川 真 理
保護第一課長	堀 井 浩 之
保護第二課長	石 塚 也 寸 志
介護保険課長	齋 藤 恵 美 子

保健所

保健所長	伊 藤 善 信
保健所次長	新 田 目 剛
保健総務課長	横 山 康 宏
保健予防課長	田 中 と し み
健康管理課長	鈴 木 の ぶ ゆ き 行
健康管理課自殺対策担当課長	澤 田 石 し ん 真
衛生検査課	齋 藤 み の る 稔

子ども未来部

子ども未来部長	齋 藤 さ と み 聡 美
子ども未来部次長	青 木 い わ お 巖
子ども総務課長	吉 田 と も き 智 紀
子ども育成課長	松 橋 り よ う こ 良 子
施設指導室長	佐 藤 し ん 伸
子ども健康課長	加 賀 や よ う こ 谷 洋 子
子ども未来センター所長	伊 藤 か ず の り 和 則

令5福推室第482号

令和5年5月11日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂 積 志

「第5次秋田市地域福祉計画」の策定について（諮問）

本市では、平成31年3月に、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として「第4次秋田市地域福祉計画」を策定し、計画に基づく取組の推進に努めてきたところであります。

本計画は5年ごとに見直しを行っており、現行計画の計画期間は、令和5年度末までとしております。また、令和2年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の見直しに関する事項として、市町村地域福祉計画に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう求められているほか、次期計画は再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を包含して策定する予定としております。

つきましては、令和6年度以降の地域福祉の推進に向けて、貴審議会のご意見を賜りたく、標記のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

担 当 秋田市福祉保健部福祉総務課

地域福祉推進室 進藤・鈴木

直通 018-888-5661

FAX 018-888-5658

第5次秋田市地域福祉計画の策定について

1 プランの概要

名称	根拠法令	概要
秋田市 地域福祉計画	社会福祉法	社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に策定する市町村地域福祉計画。 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけられ、各個別計画の施策を推進する上での共通理念を示すものとなる。

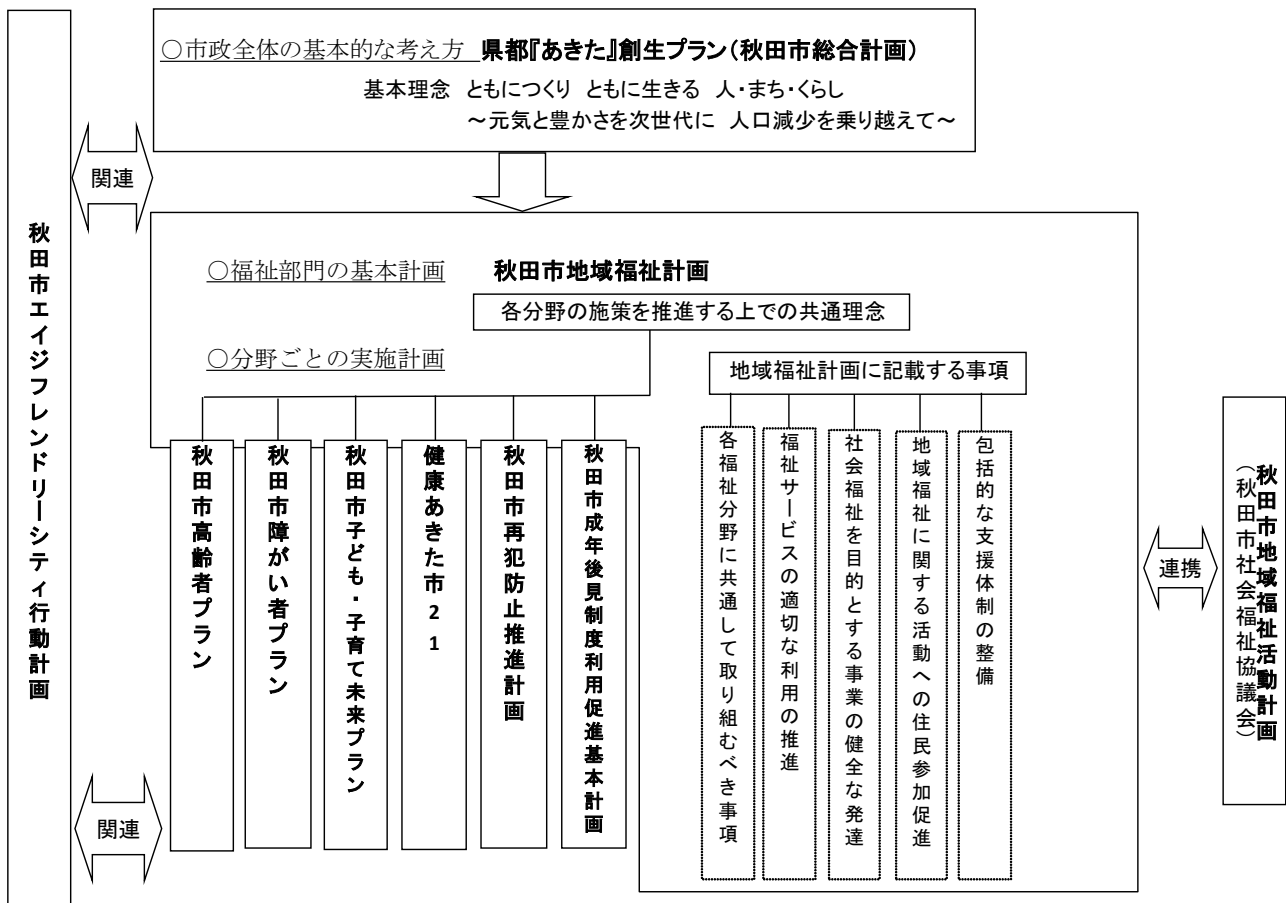
2 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

年度	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
計画期間	第4次秋田市地域福祉計画					第5次秋田市地域福祉計画				

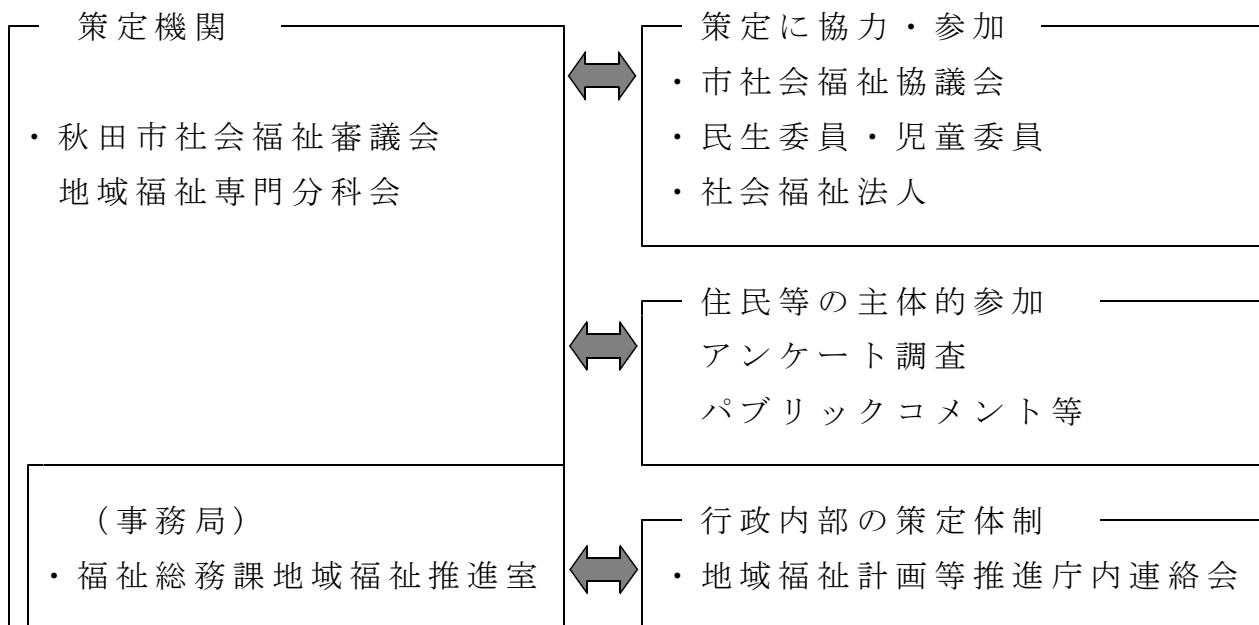
3 計画の位置づけ

令和3年度を初年度とする県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）に基づいて、基本理念である「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」～元気と豊かさを次世代に人口減少を乗り越えて～を推進するための、福祉保健部門の基本計画となる。



4 計画の策定体制

- (1) 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関とする。
- (2) 地域福祉を推進する主体の一つとして、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの協力・参加を求める。
- (3) 住民等の意見を反映させるため、アンケート調査、パブリックコメント（意見公募）など、適切な方法を組み合わせ、住民等の参画を確保する。
- (4) 福祉・保健・医療および生活関連分野が連携する総合的視野が必要であることから、行政内部には、福祉・保健分野を中心に庁内の連携が可能な策定体制（地域福祉計画推進庁内連絡会）を構築する。



5 策定スケジュール（案）

次 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問）
	6月	第1回地域福祉専門分科会（現行計画評価、作業の実施計画）
	8月	第2回地域福祉専門分科会（課題抽出、素案審議）
	9月	地域福祉推進関係者意見交換会（意見聴取）
	10月	関係団体ヒアリング（意見聴取）
	11月	第3回地域福祉専門分科会（素案審議）
	12月	素案を市議会厚生委員会で説明・パブリックコメント実施
令和6年	1月	第4回地域福祉専門分科会（答申案審議）
	2月	第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	成案を厚生委員会で説明後、公表

※専門分科会の開催前に庁内関係課と審議内容を協議する。

6 法律により計画に定められているものとされている事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

7 地域福祉計画のポイント

(1) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえて、次の事項を土台に基本理念および基本目標を設定する。

ア 目指す社会像の継承

「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」に向けて「地域のしあわせをみんなで築く」を継承すること。

イ エイジフレンドリーシティの考え方の反映

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりを目指す「第3次秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）行動計画」を反映すること。

ウ 「公・共・私」の役割分担と絆づくり

「公（公助）・共（共助）・私（自助）」の役割分担による支え合い、助け合い、「家族・地域の絆づくり」の考え方をさらに進めていくこと。

(2) 施策体型（取組）

ア 第4次計画では、4つの基本目標の下に7施策を設定した施策体系としており、第5次計画では、社会福祉法の改正や厚生労働省の通知内容など、現状と課題を踏まえて、今後、取り組んでいくべきことを基本目標として整理し、計画に盛り込む関連施策を体系的に検証し見直すこととする。

イ 第4次計画では、計画の進行管理をしやすくし、達成状況を市民に明確に示すために、可能な限り具体的で計画の達成度の判断が容易に行えるように目標が設定されている。第5次計画においても、同様な視点から目標設定を検討する。

(3) 重点事業

ア 第3次計画で重点事業とした事業を検証した上で、継続と伸展を目指すもの、重点事業として設定しなくても推進が図れるものなど、見直しや整理を行い2つの重点事業を設定し、公・共・私を取組を推進してきた。

イ 第4次計画における重点事業として、重点事業1「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」を進めているが、取組を進めていく段階で法の改正があり、新たな取り組みが求められていることから、それらを踏まえ見直しや整理を行うこととする。

(4) 計画の構成

計画の基本的な構成案は下表のとおりとする。

第1章	策定の趣旨	計画の趣旨、位置づけ、計画期間、策定方法などを設定
第2章	現状と課題	地域福祉を取り巻く現状を分析しつつ、課題を抽出し集約
第3章	基本的な考え方	現状と課題を踏まえ基本理念等を設定し、施策を体系化
第4章	施策体系（取組）	施策体系に基づき、各施策とその主な取組を設定
第5章	重点事業	課題解決への先導的取組として重点事業を設定
第6章	再犯防止推進	再犯防止推進計画の次期計画を包含
第7章	成年後見制度利用促進	後見制度利用促進基本計画の次期計画を包含
第8章	推進体制	計画の進行管理や評価、見直しを行う方法などを明示

令 5 福 長 第 7 9 3 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂 積 志

「第 1 1 次秋田市高齢者プラン（第 9 期秋田市介護保険事業計画）」
の策定について（諮問）

本市では、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」と
介護保険法第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を一体のもの
とした「秋田市高齢者プラン」を策定し、介護保険サービスを含む本市に
おける高齢者福祉施策を展開しているところです。

プランは、市町村介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3 年ごとに見
直しを行っており、現行プランの計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度ま
でとなっていることから、今般、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間
を計画期間とする新たなプランを策定することといたしました。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく、「第 1 1 次秋田市高齢者
プラン（第 9 期秋田市介護保険事業計画）」の策定について諮問いたしま
すので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

担 当 秋田市福祉保健部長寿福祉課
長寿企画担当 銭谷、秋山
直 通 8 8 8 - 5 6 6 6
F A X 8 8 8 - 5 6 6 7

第11次秋田市高齢者プラン（第9期秋田市介護保険事業計画） の策定について

1 プランの概要

このプランは、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものである。

名称	根拠法令	概要
第11次秋田市高齢者プラン (第9期秋田市介護保険事業計画)	老人福祉法	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画 (市町村老人福祉計画)
	介護保険法	3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画 (市町村介護保険事業計画)

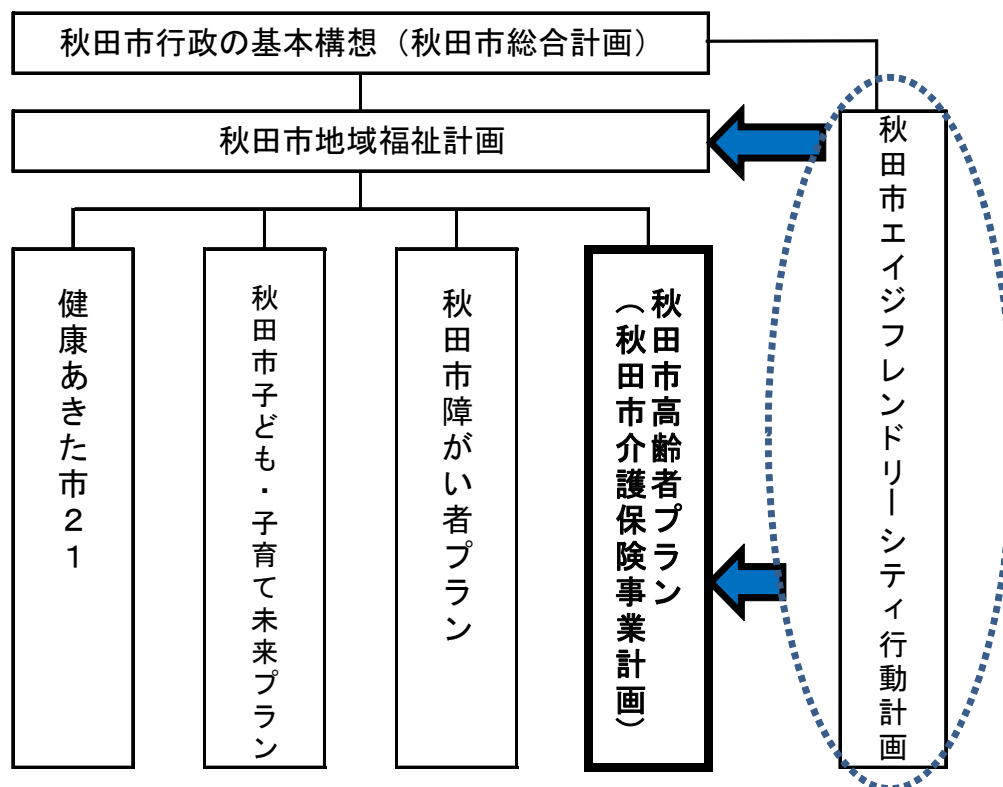
2 計画期間

プランは、介護保険事業計画の計画期間に合わせ、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

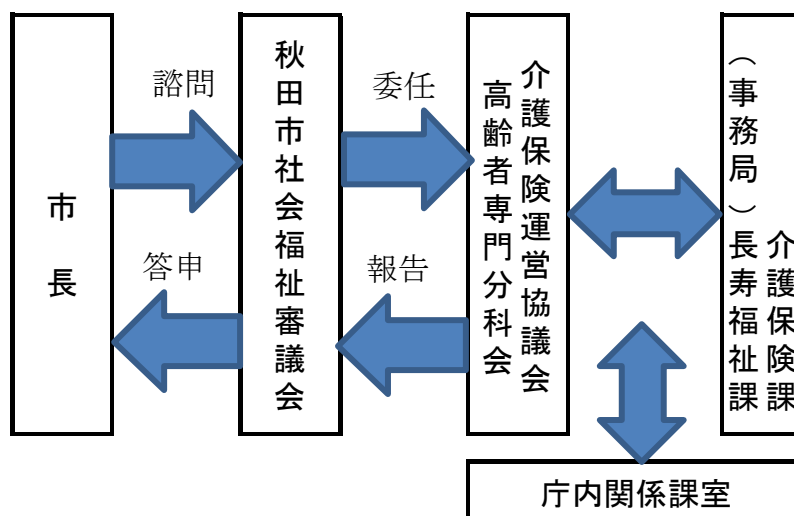
年度	H30 2018	H31/R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
計画期間	第9次高齢者プラン (第7期介護保険事業計画)			第10次高齢者プラン (第8期介護保険事業計画)			第11次高齢者プラン (第9期介護保険事業計画)		

3 プランの位置付け

このプランは、秋田市行政の基本構想である「秋田市総合計画」を実現するための福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位に、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図るとともに、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」に基づく理念を踏まえた計画とする。



4 計画の策定体制



5 策定スケジュール（案）

時 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会 第1回介護保険運営協議会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	9月	第2回高齢者専門分科会（骨子案説明） 第2回介護保険運営協議会 9月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回高齢者専門分科会（原案説明） 第3回介護保険運営協議会
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和6年	1月	成案作成作業
		閉会中厚生委員会（施設整備計画、保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

6 法律によりプランに定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- (2) 介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- (3) 地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策
- (4) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項
- (5) 介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計
- (6) 介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提

供を図るための事業に関する事項

(7) 地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

(8) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
(認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、
高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項)

7 第9期介護保険事業計画のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

ア 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備方針を検討するに当たっては、中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、議論することが重要である。

イ 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、地域の実情に応じて更なる普及を検討し、取り組むことが重要である。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

ア 地域共生社会の実現

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向けた施策の推進や、介護予防・重度化防止や自立した日常生活の支援のための施策の推進は、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現を図っていく上でも重要である。

イ 医療・介護情報基盤の整備

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、患者・利用者自身の医療・介護情報の標準化を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用していくことが重要である。

ウ 保険者機能の強化

介護給付適正化の取組を推進する観点から、給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材および介護現場の生産性向上

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施するほか、介護サービス事業者経営情報の調査、分析に係る取組や介護サービス情報公表制度における財務状況や一人当たり賃金等の公表に向けた取組を進める必要がある。

※ （参考）第9期介護保険事業計画基本指針について

前回（第8期）の正式な告示は年度末であり、今回（第9期）も同様の時期となることが想定されるが、令和5年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料において、基本指針の見直しにあたっての基本的な考えが示されている。

令 5 福障第 1 0 6 2 号
令和 5 年 5 月 1 6 日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂 積 志

「第 6 次秋田市障がい者プラン」、「第 7 期秋田市障がい福祉計画」
および「第 3 期秋田市障がい児福祉計画」の策定について（諮問）

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「第 5 次秋田市障がい者プラン」を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第 6 期秋田市障がい福祉計画」を、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、「秋田市障がい児福祉計画」を策定し、各種障がい福祉施策を展開しているところで

す。
第 5 次秋田市障がい者プランの計画期間が令和 5 年度までとなっていることから、今年度中に国の制度改革や地域社会の環境変化等を踏まえた、令和 6 年度から 1 1 年度までを計画期間とする新たなプランを、併せて、「第 6 期秋田市障がい福祉計画」および「第 2 期秋田市障がい児福祉計画」の計画期間が令和 5 年度までとなっていることから、国が示す基本指針に即して、今年度中に令和 6 年度から 8 年度までを計画期間とする新たな計画を策定することといたしました。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく、「第 6 次秋田市障がい者プラン」、「第 7 期秋田市障がい福祉計画」および「第 3 期秋田市障がい児福祉計画」の策定について諮問いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

第6次秋田市障がい者プラン等の策定について

1 プランの概要

名 称	根拠法令	概 要
(1)秋田市障がい者プラン	障害者基本法	本市の障がい福祉施策の全体像を示す計画であり、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を包含するもの。
(2)秋田市障がい福祉計画	障害者総合支援法	国が示す障害福祉サービス等の提供体制や円滑な実施を確保するための基本指針に即し、目標やその達成のための見込量等を定めるもの。
(3)秋田市障がい児福祉計画	児童福祉法	国が示す障害児通所支援等の提供体制や円滑な実施を確保するための基本指針に即し、目標やその達成のための見込量等を定めるもの。

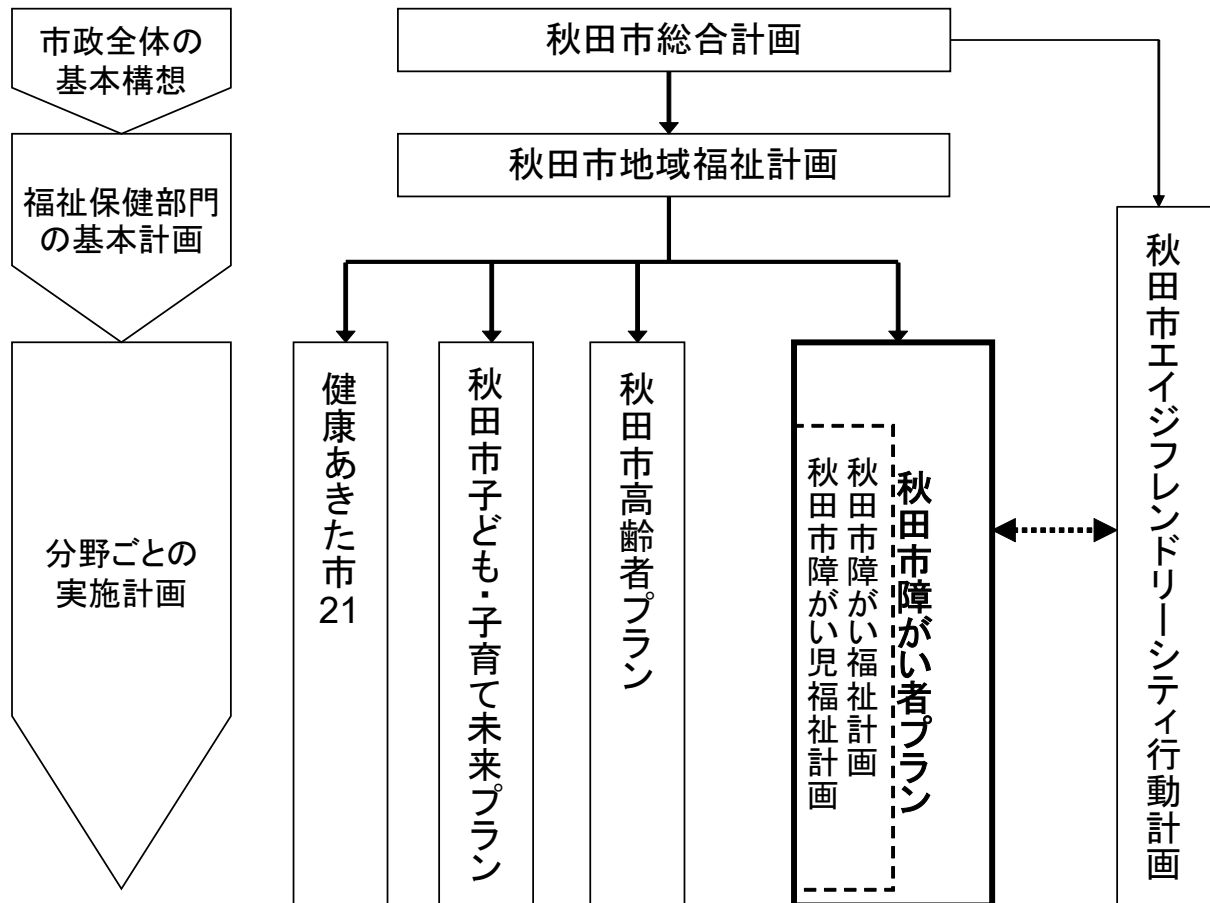
2 計画期間

プランは、令和6年度から令和11年度までの6年間、福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

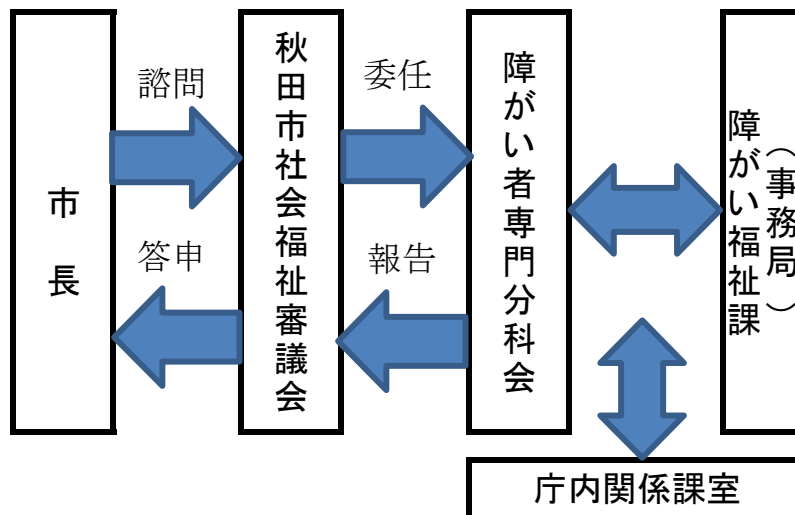
年度	H30 2018	H31/R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2026	R10 2026	R11 2026
計画期間	第5次秋田市障がい者プラン						第6次秋田市障がい者プラン					
	第5期秋田市障がい福祉計画 第1期秋田市障がい児福祉計画		第6期秋田市障がい福祉計画 第2期秋田市障がい児福祉計画		第7期秋田市障がい福祉計画 第3期秋田市障がい児福祉計画		第8期秋田市障がい福祉計画 第4期秋田市障がい児福祉計画					

3 プランの位置付け

秋田市障がい者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」とも整合性を図るものである。



4 計画の策定体制



5 策定スケジュール（案）

時 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回障がい者専門分科会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明） アンケート調査の実施（6～7月） （手帳所持者、サービス利用状況等の実態把握）
	6～8月	素案作成作業
	9月	第2回障がい者専門分科会（素案説明） 9月議会厚生委員会（素案説明）
	9～11月	修正案作成作業
	11月	第3回障がい者専門分科会（修正案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（修正案説明） パブリックコメント
令和6年	1月	成案作成作業
	2月	第4回障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

6 法律によりプラン等に定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (5) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援および同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

- (7) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- (8) 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (9) 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

令和5年度 当初予算案の概要

- 1 当初予算総額
- 2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況
- 3 主な施策、事業

秋 田 市

1 当初予算総額

		対前年度増減率
一般会計	141,070,000千円	2.3%
特別会計	72,744,560千円	△11.6%
企業会計	36,443,950千円	6.4%
全会計合計	250,258,510千円	△1.6%

一般会計 1,410億7,000万円（4年度 1,378億7,000万円）

日新小学校増改築等事業や古川流域治水対策事業の増などにより、対前年度比で32億円、2.3%の増

特別会計 727億4,456万円（4年度 822億6,706万1千円）

病院事業債管理会計における貸付金の減などにより、対前年度比で95億2,250万1千円、11.6%の減

企業会計 364億4,395万円（4年度 342億6,003万5千円）

水道事業会計における仁井田浄水場等整備事業の増などにより、対前年度比で21億8,391万5千円、6.4%の増

2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度			令和4年度			前年度比較 増減率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	部門別		一般会計	部門別	
秋田市一般会計総額	141,070,000	100.0		137,870,000	100.0		2.3
民生費（福祉関係）	25,975,329	18.4	100.0	26,057,396	18.9	100.0	△ 0.3
社会福祉費	16,821,152	11.9	64.8	16,919,475	12.3	64.9	△ 0.6
社会福祉総務費	864,888	0.6	3.3	874,920	0.6	3.4	△ 1.1
障害者福祉費	8,830,114	6.2	34.0	8,505,483	6.2	32.6	3.8
老人福祉費	956,465	0.7	3.7	1,227,519	0.9	4.7	△ 22.1
医療給付費	1,314,874	0.9	5.1	1,317,093	1.0	5.1	△ 0.2
社会福祉施設費	99,004	0.1	0.4	200,723	0.1	0.8	△ 50.7
介護保険費	4,755,807	3.4	18.3	4,793,737	3.5	18.4	△ 0.8
生活保護費	9,153,427	6.5	35.2	9,137,171	6.6	35.1	0.2
生活保護総務費	350,469	0.3	1.3	354,094	0.2	1.4	△ 1.0
扶助費	8,802,958	6.2	33.9	8,783,077	6.4	33.7	0.2
災害救助費	750	0.0	0.0	750	0.0	0.0	0.0
災害救助費	750	0.0	0.0	750	0.0	0.0	0.0
衛生費（福祉関係）	1,180,329	0.8	100.0	1,550,065	1.1	100.0	△ 23.9
病院費	1,180,329	0.8	100.0	1,550,065	1.1	100.0	△ 23.9
病院費	1,180,329	0.8	100.0	1,550,065	1.1	100.0	△ 23.9
衛生費（食肉衛生検査所関係）	170,684	0.1	100.0	168,734	0.1	100.0	1.2
食肉衛生検査所費	170,684	0.1	100.0	168,734	0.1	100.0	1.2
食肉衛生検査所費	170,684	0.1	100.0	168,734	0.1	100.0	1.2
民生費（保健所関係）	657	0.0	100.0	688	0.0	100.0	△ 4.5
社会福祉費	657	0.0	100.0	688	0.0	100.0	△ 4.5
介護保険費	657	0.0	100.0	688	0.0	100.0	△ 4.5
衛生費（保健所関係）	2,405,622	1.7	100.0	3,395,259	2.5	100.0	△ 29.1
保健所費	2,405,622	1.7	100.0	3,395,259	2.5	100.0	△ 29.1
保健所総務費	846,429	0.6	35.2	846,106	0.6	24.9	0.0
健康増進事業費	243,079	0.2	10.1	232,127	0.2	6.9	4.7
予防費	1,303,151	0.9	54.2	2,302,334	1.7	67.8	△ 43.4
結核対策費	12,963	0.0	0.5	14,692	0.0	0.4	△ 11.8
民生費（子ども未来部関係）	20,072,832	14.2	100.0	19,718,827	14.3	100.0	1.8
社会福祉費	889,156	0.6	4.4	788,749	0.6	4.0	12.7
社会福祉総務費	28,137	0.0	0.1	23,603	0.0	0.1	19.2
医療給付費	861,019	0.6	4.3	765,146	0.6	3.9	12.5
児童福祉費	19,183,676	13.6	95.6	18,930,078	13.7	96.0	1.3
児童福祉総務費	12,623,599	9.0	62.9	12,137,739	8.8	61.6	4.0
児童措置費	4,797,526	3.4	23.9	5,005,244	3.6	25.4	△ 4.2
母子福祉費	23,215	0.0	0.1	23,064	0.0	0.1	0.7
児童福祉施設費	1,698,637	1.2	8.5	1,735,669	1.3	8.8	△ 2.1
次世代育成支援費	40,699	0.0	0.2	28,362	0.0	0.1	43.5
衛生費（子ども未来部関係）	1,004,837	0.7	100.0	636,843	0.5	100.0	57.8
母子衛生費	1,004,837	0.7	100.0	636,843	0.5	100.0	57.8
母子保健費	1,004,837	0.7	100.0	636,843	0.5	100.0	57.8
教育費（子ども未来部関係）	561,110	0.4	100.0	409,722	0.3	100.0	36.9
幼稚園費	554,349	0.4	98.8	402,908	0.3	98.3	37.6
幼稚園費	554,349	0.4	98.8	402,908	0.3	98.3	37.6
社会教育費	6,761	0.0	1.2	6,814	0.0	1.7	△ 0.8
社会教育総務費	6,761	0.0	1.2	6,814	0.0	1.7	△ 0.8
特別会計							
病院事業債管理会計	1,465,854			11,132,545			△ 86.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919			57,299			16.8
介護保険事業会計	31,314,259			31,542,823			△ 0.7

3 主な施策・事業

主な施策は、「県都『あきた』創生プラン」に掲げる次の5つの将来都市像に沿って分類しています。

将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

家族の絆・地域の絆・人と人との絆のもと、すべての市民が主人公として尊重され、充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

※事業名の前の **新** は新規事業を、**創** は創生戦略に位置づけた事業を表しています。

(単位：千円)

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

政策2 安心して暮らせる毎日の実現

【施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保】

- | | |
|--|---------------|
| 1 食肉衛生検査所運営管理費（福祉保健部） | 35,795 |
| と畜検査による家畜の疾病排除や解体処理施設に対する衛生指導などを実施し、と畜場における食肉の安全性を確保する。 | |
| 2 衛生検査課管理費（保健所） | 22,235 |
| 食品関係施設や生活衛生関係施設の許認可、監視指導、行政検査の実施により食品の安全性の確保、生活衛生関係施設の衛生の維持向上を図るとともに、講習会等の実施により正しい衛生知識の普及・啓発を行う。 | |
| 3 動物衛生管理費（保健所） | 10,869 |
| 狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の実施を推進するとともに、動物の適正飼養など飼い主の責務について普及啓発を行う。 | |

【施策② 食育の推進】

- | | |
|--|------------|
| 1 [創] 産前・産後サポート事業（栄養指導事業分）（子ども未来部） | 602 |
| 乳幼児を持つ保護者が食の大切さや望ましい食習慣を理解し、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進を図るとともに健康教育や健康相談を行う。 | |

【施策③ 保健・医療体制の充実】

- | | |
|--|------------------|
| 1 病院法人運営費負担金等（福祉保健部） | 1,179,888 |
| 市立秋田総合病院が担う救急医療、精神医療、結核医療などの経費および旧病院の解体費用の一部等を交付する。 | |
| 2 保健所・保健センター改修経費（保健所） | 15,180 |
| 保健所および保健センターの改修工事・修繕を行うことで、劣化による事故を未然に防止するとともに建物の運営機能を確保する。
・保健センターエレベーター更新 | |
| 3 [創] 奨学金返還助成事業（保健所） | 25,437 |
| 看護師・准看護師、歯科衛生士を対象として、市内医療機関等に就職することなどを要件に奨学金の返還へ助成し、人材不足の解消を図る。 | |
| <債務負担行為設定> | |
| ・募集期間 ①看護師・准看護師 平成30年度から令和6年度まで
②歯科衛生士 令和2年度から令和6年度まで
※看護師・准看護師の募集期間を「令和4年度まで」から | |

「令和6年度まで」に延長

- ・助成期間 5年間
- ・助成金額 最大100万円（年助成額上限20万円×5年間）
- ・助成要件 ①募集開始年度以降、新たに対象職種として市内医療機関等に従事する者
②市内に住所がある者
③(独)日本学生支援機構等の奨学金（入学時の一時金を含む）貸与を受けた者
④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度を併せて活用

- 4 新 健康あきた市21次期計画策定経費（保健所）** 1,960
第2次健康あきた市21計画の推進活動実績や目標の達成状況などを踏まえ、健康づくり運動の普及啓発および市民の自主的な健康づくりの取組を支援する体制整備を図るため、次期計画を策定する。
- 5 新型コロナウイルス感染症関連救急医療支援事業（保健所）** 32,519
本市における医療機能の確保と維持を図るため、新型コロナウイルス感染症により、減収の影響を受けた救急医療の不採算分野を担う公的病院等に対し、運営に要する経費の一部を助成する。
- 6 地域保健推進員活動支援事業（保健所）** 985
自主的に活動する地域保健推進員が、市民の疾病予防および健康づくりに積極的に取り組めるよう、活動費補助や各種研修会を行う。
- 7 健康づくり推進事業（保健所）** 1,620
がんおよび生活習慣病予防のために、食生活、運動、たばこ、口腔ケア等の各種健康教室や健康相談を行い、知識の普及啓発を図る。また、受動喫煙防止対策として、改正健康増進法における喫煙可能室の届出受付業務等を実施する。
- 8 [創] 歩くべあきた健康づくり事業（保健所）** 1,300
働く世代の仲間とチームを組んで歩く機会を促すとともに、アプリを活用して月別歩数の集計・公表や健康情報の発信等を行うことで、歩数の増加と定着化を図り、生活習慣病の予防を推進する。
- 9 新 第44回全国歯科保健大会開催市負担金（保健所）** 1,000
令和5年10月に本市で開催される「第44回全国歯科保健大会」に開催市として負担金を支出する。
- 10 [創] がん検診等事業（保健所）** 221,216
胃がん（X線、内視鏡）、胸部（肺がん・結核）、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、骨粗鬆症、歯周疾患、後期高齢者歯科の各検診を実施する。
がん検診では、早期発見・早期治療を図るため、引き続き本市独自の自己負担の割引制度を実施し、文書による勧奨（コール）および再勧奨（リコール）を行う。

11 [創] がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業（保健所）	3,675
<p>がん治療に伴う脱毛時に使用する医療用ウィッグや乳がん手術後の乳房補正具の購入費を助成し、がん患者の負担軽減や社会参加の促進と療養生活の質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 ウィッグ2万5千円（県補助分1万5千円含む。） 乳房補正具2万円（県補助分1万円含む。） 	
12 精神保健対策事業（保健所）	10,514
<p>精神障がい者の早期治療、社会復帰および社会参加の促進を図るとともに、精神障がいに対する市民の理解を深め、心の健康づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談、健康教育等の実施 ・精神障がい者の措置診察等の実施 ・自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請受付等の実施 	
13 [創] 自殺対策事業（保健所）	9,416
<p>「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」に基づき、自殺対策の充実・強化と民間団体の活動支援を行い、本市における自殺者数の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の充実 ・市民への情報提供、普及啓発 ・相談体制の充実 ・地域における早期対応の人材育成、心の健康づくり ・民間団体の活動支援 	
14 [新][創] 自殺対策計画策定経費（保健所）	1,597
<p>心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現に向けて、「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」の取組を評価し、次期計画を策定する。</p>	
15 感染症予防対策等の充実（保健所）	23,628
<p>感染症の発生予防および発生時のまん延防止のため、感染症の発生動向を把握するとともに、正しい知識の普及啓発、健康診断の実施および医療費の公費負担を行う。</p>	
(1) エイズ予防対策事業	2,677
(2) 結核・感染症発生動向調査事業	6,915
(3) 感染症予防事業	1,073
(4) 結核予防費補助金	2,854
(5) 結核対策事業	4,090
(6) 結核医療費公費負担事業	6,019
16 予防接種事業（保健所）	785,697
<p>感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するため、定期の予防接種を全額、又は一部を公費負担で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病 四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)、麻しん、風しん等 ・B類疾病 高齢者のインフルエンザおよび肺炎球菌 	
17 [創] 風しん抗体検査費・予防接種費助成事業（保健所）	23,853
<p>風しんおよび先天性風しん症候群を防ぐため、妊娠を希望する女性およびその配偶者等に対して風しん抗体検査を実施し、任意の予防接種費用を</p>	

助成する。また、抗体保有率の低い世代の男性に対してクーポン券を配布し、抗体検査と定期の予防接種を公費負担で実施する。

18 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健所） **482,554**

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、相談内容に応じて適切な機関を紹介する「秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」等を設置する。また、必要に応じて行政検査をし、入院が必要と認められる場合には入院勧告を行い、入院医療費を公費負担する。

【施策⑤ 社会保障制度の確保】

1 生活困窮者自立支援事業（福祉保健部） **46,592**

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 自立相談支援事業 | 17,311 |
| (2) 住居確保給付金支給事業 | 9,216 |
| (3) 子どもの学習・生活支援事業 | 17,465 |
| (4) 家計改善支援事業 | 105 |
| (5) 就労準備支援事業 | 2,495 |

2 自立支援プログラム策定実施推進事業（福祉保健部） **13,433**

生活保護受給世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムの一環として、専門職員を配置し、助言・指導を行う。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 生活保護受給ひとり親世帯等自立支援事業 | 3,442 |
| (2) 生活保護就労支援員活用自立支援事業 | 6,613 |
| (3) ひきこもり対策自立支援事業 | 3,378 |

3 生活保護適正実施推進等事業（福祉保健部） **17,309**

生活保護制度の適正実施を推進するため、医療扶助の点検および収入や資産状況を把握する。

また、生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進し、医療扶助費の適正化を図るため、健康上の課題を抱える被保護者に対して医療扶助レセプトデータ等に基づく保健・生活面での支援を行う。

4 新 社会保障生計調査経費（福祉保健部） **2,380**

生活保護制度および厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るため、生活保護受給世帯を対象とした家計簿調査により、生活実態を把握する。

5 介護ロボット導入促進事業費補助金（福祉保健部） **600**

介護従事者の負担軽減および職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資するため、介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成する。

- ・対象事業所 本市から指定を受けている市内事業所
- ・助成額 1事業所1回の応募につき10万円まで

6 介護従事者資格取得支援事業費補助金（福祉保健部）	990
介護人材の確保および事業所の質の向上を図るため、介護従事者として勤務する者が取得する介護に関する資格に係る費用の一部を助成する。	
・対象者 次のいずれかに該当する者	
(1) 市内居住かつ市内事業所に就労を予定している者	
(2) 市内居住かつ市内事業所に就労している者	
・助成額 研修受講料および教材費相当額で、次の区分に応じた補助率	
(1) 対象者(1)：補助率2/3（上限3～10万円）	
(2) 対象者(2)：補助率1/2（上限3～10万円）	
 7 介護保険事業（福祉保健部・保健所）	 31,314,259
介護サービス給付事業等を行うとともに、制度の普及啓発とサービス利用に関する情報提供や市民ニーズの把握および相談体制の充実に努める。	
(1) 保険給付費	29,618,882
(2) 地域支援事業費	1,323,165
ア 介護予防・生活支援サービス事業	
イ 一般介護予防事業	
・【創】介護支援ボランティア制度運営経費 等	
ウ 包括的支援事業	
・【創】地域包括支援センター運営事業 等	
エ 任意事業	
(3) 保健福祉事業費	22,263
・【創】介護予防ケアマネジメント強化推進事業 等	

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

政策2 地域福祉の充実

【施策① 地域福祉の推進】

1 新 河辺総合福祉交流センター改修経費（福祉保健部）	5,265
施設機能維持のため、個別施設計画に基づき、老朽化した屋外受変電設備外装および自動火災報知設備の更新を実施する。	
・屋外受変電設備外装更新修繕	
4,365	
・自動火災報知設備（火災受信機）更新修繕	
900	
 2 地域保健・福祉活動推進事業（福祉保健部）	 1,821
地域振興基金を活用し、民間団体が行う先進的事業で、広く市民福祉の向上に資する事業を支援する。	
 3 秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金等（福祉保健部）	 69,684
秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動を支援し、地域における社会福祉を推進するため、同協議会に対して補助金の交付等を行う。	
・社会福祉活動費補助金	
・ボランティア保険料負担金	
 4 民生委員活動推進事業（福祉保健部）	 60,780
社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員および民生児童委員協議会	

の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。

- | | |
|--|---------------|
| 5 戦没者追悼式・平和祈念式典開催経費（福祉保健部） | 778 |
| 秋田市出身の戦没者および被災者に追悼の意を表するとともに、恒久平和を祈念するために、戦没者追悼式・平和祈念式典を開催する。 | |
| 6 地域福祉計画策定経費（福祉保健部） | 467 |
| 令和4年度に実施した市民意識調査のほか、パブリックコメント等による市民参加・意見聴取を実施しながら、策定委員会および市内連絡会の開催により、次期地域福祉計画を策定する。 | |
| 7 新 避難行動要支援者個別避難計画作成事業（福祉保健部） | 10,423 |
| 「避難支援対象者名簿」に掲載されている要支援者のうち優先度が高い人を抽出し、「個別避難計画」を作成するとともに、市や自治会・民生委員、避難行動要支援者が個別避難計画をもとに災害に備える。 | |

【施策② 障がい者福祉の充実】

- | | |
|---|---------------|
| 1 地域活動支援センター運営事業（福祉保健部） | 37,498 |
| 在宅の障がい児（者）に対し、通所による作業訓練、生活指導、創作的活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターを運営するため、NPO法人等に運営を委託し、又は運営費を補助する。
・市内6か所 | |
| 2 障がい者交通費補助事業（福祉保健部） | 81,893 |
| 障がい児（者）の経済的負担の軽減と生活圏の拡大を図るため、在宅の身体・知的障がい児（者）のバス運賃を無料化する。
また、重度の身体障がい児（者）の福祉の増進を図るため、在宅の重度身体障がい児（者）の通院加療時のタクシー利用料金の一部を給付する。 | |
| 3 障がい者社会参加促進事業（福祉保健部） | 2,829 |
| 障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、点字広報の発行、手話奉仕員養成研修や障がい者スポーツ教室等を開催するほか、自動車運転免許の取得等に要する費用を助成する。 | |
| 4 障がい者相談支援等事業（福祉保健部） | 54,886 |
| 障がい児（者）が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにするため、障がい児（者）やその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用等必要な支援業務を実施する。
・基幹相談支援センターによる総合相談受付等の実施
・委託による相談支援等の実施 | |
| 5 意思疎通支援事業（福祉保健部） | 14,902 |
| 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣および遠隔手話通訳サービスを実施する。 | |
| 6 障がい児者日中一時支援事業（福祉保健部） | 2,631 |
| 障がい児（者）の介護者が急病等のやむを得ない理由で一時的に介護で | |

きない場合に、日中、施設において障がい児（者）を介護する。

- | | |
|---|------------------|
| 7 南浜地域活動支援センター改修経費（福祉保健部） | 19,200 |
| 秋田市南浜地域活動支援センターの外壁等の劣化に伴い各所に雨漏りが発生していることから、個別施設計画に基づき外壁改修工事を実施する。 | |
| 8 障がい者虐待防止事業（福祉保健部） | 906 |
| 障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等を行うため、障がい者虐待防止センターの運営等を行う。 | |
| 9 障がい者等自発的活動支援事業（福祉保健部） | 1,200 |
| 障がい児（者）が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい児（者）やその家族、地域住民、関係諸団体等が自発的に行う活動に対して補助金を交付する。 | |
| 10 新 障がい者プラン等策定経費（福祉保健部） | 3,347 |
| ニーズ調査および社会福祉審議会における協議を行い、次期秋田市障がい者プラン、次期秋田市障がい福祉計画および次期秋田市障がい児福祉計画を策定する。 | |
| 11 障がい者アート活動支援事業（福祉保健部） | 1,914 |
| 芸術活動を行っている障がい者の社会参加を促進するため、作品展の開催等の取組を行う。 | |
| 12 [創] 障がい児通所施設利用料無償化事業（福祉保健部） | 792 |
| 未就学の障がい児を対象として、児童発達支援および医療型児童発達支援等を利用した際の利用料を無償化する。 | |
| ・対象児童 ア 平成28年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた第2子以降の障がい児
イ 平成30年4月2日以降に生まれた障がい児 | |
| 13 [創] 障がい者共生社会実現関連経費（福祉保健部） | 3,599 |
| 「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、権利擁護に関する相談や障がいを理由とする差別への相談体制の整備を図るほか、障がいについての相互理解を促進するための関連事業を実施する。 | |
| ・新 災害時障がい者用支援バンダナおよび災害時コミュニケーション支援ボードの配布、設置 | |
| 14 障がい者福祉医療費給付事業（福祉保健部） | 1,314,874 |
| 高齢身体障がい者、重度心身障がい児（者）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。 | |
| 15 精神障がい者交通費補助事業（保健所） | 13,598 |
| 精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳所持者に福祉特別乗車証を発行し、通院および訓練施設への通所に利用する路線バス等の運賃を無料化する。 | |

【施策③ 高齢者福祉の充実】

- | | |
|--|-----------------|
| 1 成年後見制度利用促進体制整備事業（福祉保健部） | 22, 152 |
| <p>成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、認知症、知的障がい、その他精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活に支障のある方の権利擁護を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度利用促進に係る中核機関（秋田市権利擁護センター）の運営・秋田市成年後見制度利用促進協議会の運営 | |
| 2 [創] エイジフレンドリーシティ推進事業（福祉保健部） | 556 |
| <p>市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者がその能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会の開催・エイジフレンドリーシティワークショップの開催 | |
| 3 [創] エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（福祉保健部） | 328 |
| <p>市と連携してエイジフレンドリーシティの実現に向け取組を行う事業者・団体等を「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、民間サイドからの取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・エイジフレンドリーパートナー研修会の開催・秋田市エイジフレンドリーパートナーの表彰 | |
| 4 [創] エイジフレンドリーシティ普及啓発事業（福祉保健部） | 2, 030 |
| <p>超高齢社会における様々な課題を共有しながら、行政と市民協働によるエイジフレンドリーシティを実現するため、市民の意識啓発、市民活動の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・エイジフレンドリーシティ情報の発信・エイジフレンドリーシティ講演会の開催・エイジフレンドリー映画祭の開催 | |
| 5 [創] エイジの日プロモーション事業（福祉保健部） | 2, 330 |
| <p>エイジフレンドリーシティを広く分かりやすく周知し、市民が高齢になっても、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざすための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・「エイジフレンドリーシティの日」イベントの開催・連携プロモーション事業の実施 | |
| 6 [創] 高齢者生活支援情報提供事業（福祉保健部） | 1, 856 |
| <p>高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス（介護保険等の公的サービス以外のサービス）等に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援に関わる多様なサービス情報を得やすい環境を整備する。</p> | |
| 7 [創] 高齢者コインバス事業（福祉保健部） | 150, 548 |
| <p>満65歳以上の高齢者が市内の路線バスを利用する際に、秋田中央交通株式会社が発行する「シニアアキカ」を使用して、100円で乗車できるよう</p> | |

助成し、高齢者の外出促進と社会参加、生きがいを支援する。

- 8 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業（福祉保健部）** **6,593**
おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に雪寄せ援助員を派遣し、玄関から道路までの通路の雪寄せを行うほか、道路豪雪対策本部が設置された場合に雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。
- 9 介護予防・生活支援サービス事業（福祉保健部）** **579,332**
要支援認定者等が、要介護状態となることを予防するため、訪問・通所サービス等の事業を実施する。
- 10 通所型介護予防事業（福祉保健部）** **4,856**
要支援認定者等に対し、通所による運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の個別プログラムを提供し、要介護状態となることを予防するとともに、自立した日常生活を送ることができるよう支援する。
- 11 介護予防ケアマネジメント事業（福祉保健部）** **91,217**
高齢者一人ひとりが自ら介護予防、健康の維持・増進に取り組めるよう地域包括支援センターがアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえたケアプランを作成する。
- 12 [創] はつらつくらぶ事業（福祉保健部）** **7,995**
高齢者が要介護状態等になることを予防するため、水中運動や介護予防体操などの教室を開催し、介護予防に役立つ知識の普及啓発を図る。
- 13 [創] 認知症予防事業（福祉保健部）** **1,600**
高齢者の認知症予防のため、頭と体の両方を同時に使う運動を中心とした教室を開催するとともに、教室終了後も高齢者自らが認知症予防に継続的に取り組むことができるよう支援する。
- 14 [創] 介護支援ボランティア制度運営経費（福祉保健部）** **6,298**
元気な高齢者が行うボランティア活動にポイントを付与することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進する。
- 15 [創] 地域包括支援センター運営事業（福祉保健部）** **422,539**
市内18か所に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、包括的・継続的に支援を行う地域包括ケアを推進する。
・総合相談支援業務、権利擁護業務
・介護予防ケアマネジメント業務
・申請代行（介護保険、高齢者福祉サービス）
・地域ケア会議の開催
- 16 緊急通報システム事業（福祉保健部）** **13,450**
ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急事態が発生した場合の援助要請を容易にするほか、定期的な安否確認を行う。
- 17 [創] 在宅医療・介護連携推進事業（福祉保健部）** **28,032**
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮ら

し続けることができるよう、医師会をはじめとした医療・介護関係者と連携し、多職種協働により在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する。

- ・秋田市在宅医療・介護連携センターの運営

18 [創] 高齢者生活支援体制整備事業（福祉保健部） **68, 258**

市全域および各地域包括支援センター圏域における、生活支援サービスの担い手養成や発掘、地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築などにより、高齢者を含めた地域住民の自助・互助やボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・協議体の運営

19 [創] 認知症対策推進事業（福祉保健部） **9, 027**

認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、地域における認知症支援体制の構築を図る。

- ・認知症に関する理解促進のためのパンフレットの作成・配布
- ・認知症カフェへの支援
- ・認知症初期集中支援チームの運営・研修会の実施
- ・認知症等高齢者の見守り体制づくり

20 [創] 介護予防ケアマネジメント強化推進事業（福祉保健部） **16, 339**

地域包括支援センター職員等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護予防ケアプランの分析・評価や、リハビリ専門職による利用者への介護予防ケアマネジメント支援などを行う。

21 介護予防セルフケア推進事業（福祉保健部） **484**

住民が運営する通いの場へ医療専門職を派遣し、運動・口腔・栄養について参加者が介護予防に効果的なセルフケアに関する知識等を取得することを支援する。

22 介護保険事業計画策定経費（福祉保健部） **623**

パブリックコメントや社会福祉審議会における協議を行い、令和6年度を始期とする次期高齢者プラン（次期介護保険事業計画）を策定する。

23 介護予防健康相談教育事業（保健所） **5, 245**

要介護状態となることを予防するため、各種事業を通して、介護予防に関する知識の普及啓発を図り、高齢者の健康づくりを促進する。

- ・地域での健康教育・健康相談
- ・体力づくり教室
- ・いいあんべえ体操普及啓発事業
- ・健康と栄養講話会・地区栄養改善事業
- ・歯科健康講話会・口腔機能向上学級

24 [創] シニア元気アップ事業（フレイル予防事業）（保健所） **5, 440**

高齢者の身体的・心理的・社会的な虚弱の状態（フレイル）を予防するため、東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイルチェックを行う市民サポーターを秋田大学と連携して養成し、地域の通いの場などにおいてフレイルチェックを実施する。

政策3 次代を担う子どもの育成

【施策① 子ども・子育て環境の充実】

- | | |
|---|----------------|
| 1 子ども福祉医療費給付事業（子ども未来部） | 860,903 |
| <p>子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、制度を拡充し、乳幼児・小中高生、ひとり親家庭等の児童を対象に医療費の自己負担分を助成する。</p> | |
| <p>【拡充】（令和5年8月から）</p> <ul style="list-style-type: none">・中学生の所得制限基準額を小学生と同額に引上げ・高校生を小中学生と同様の所得制限基準額で新たに対象に追加 | |
| 2 子育て情報発信事業（子ども未来部） | 1,817 |
| <p>子育て支援やイベント開催等の情報をホームページやLINEを活用して効果的に発信することで、子育て世帯が必要な情報やサービスを受ける機会を増やし、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図る。</p> | |
| 3 新 子ども・子育て支援事業計画策定関連経費（子ども未来部） | 4,623 |
| <p>子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から5年間を計画期間とする次期子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）の策定に向けた調査を実施する。</p> | |
| 4 新 子ども食堂支援事業（子ども未来部） | 900 |
| <p>「子ども食堂」がより多くの地域で展開され、活動の定着が図られるよう、新規に開設する団体等に対し、食堂の実施に要する経費を補助する。</p> | |
| 5 [創] ひとり親家庭自立支援事業（子ども未来部） | 10,406 |
| <p>ひとり親家庭の親の増収による自立促進を図るため、講習会の開催、各種講座受講への補助などの就労支援事業を実施する。</p> | |
| <p>(1) 就業支援講習会事業 688</p> | |
| <p>(2) 自立支援教育訓練給付金事業 412</p> | |
| <p>(3) 高等職業訓練促進給付金事業 9,006</p> | |
| <p>(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 300</p> | |
| 6 新 母子生活支援施設新型コロナウイルス感染症対策事業 | 1,500 |
| （子ども未来部） | |
| <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、母子生活支援施設における感染拡大防止対策に必要な経費を支援する。</p> | |
| 7 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども未来部） | 7,324 |
| <p>母子家庭および父子家庭ならびに寡婦等を対象に修学資金・就学支度資金などの貸付けを行う。</p> | |
| 8 [創] ワーク・ライフ・バランス推進事業（子ども未来部） | 1,564 |
| <p>ワーク・ライフ・バランスを推進するための普及啓発に努めるとともに仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の認定により、子育てを社会全体で支える気運の醸成を図る。</p> | |

<p>9 [創] 第1子保育料無償化事業（子ども未来部）</p> <p>平成30年4月2日以降に第1子が生まれた世帯を対象に、一定の所得制限のもと保育料を無償化し、子育て環境の向上を図るとともに、出生数の増加を目指す。</p>	<p>292,918</p>
<p>10 [創] 保育士人材確保推進事業（子ども未来部）</p> <p>保育士・保育所支援センターに就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士への求人情報の提供や就職相談会等の開催により、就職あっせん等を行う。</p>	<p>6,398</p>
<p>11 [創] 奨学金返還助成事業（子ども未来部）</p> <p>保育士、保育教諭を対象として、市内認可保育所等に就職することなどを要件に奨学金の返還へ助成し、人材を確保し待機児童の解消を図る。</p> <p style="text-align: center;"><債務負担行為設定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間 令和7年3月まで ※募集期間を「令和4年度まで」から「令和6年度まで」に延長 ・助成期間 5年間 ・助成金額 最大100万円（年助成額上限20万円×5年間） ・助成要件 <ul style="list-style-type: none"> ①平成30年度以降、新たに保育士、保育教諭として市内認可保育所等に従事する者 ②市内に住所がある者 ③(独)日本学生支援機構等の奨学金（入学時の一時金を含む）貸与を受けた者 ④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度を併せて活用 	<p>17,358</p>
<p>12 児童福祉施設等整備費補助金（子ども未来部）</p> <p>子どもの安全確保の観点から、老朽化した認定こども園・保育所の改築整備費を補助する。</p> <p>(1) ナーサリー土崎（幼保連携型認定こども園に移行予定）の増改築 196,410</p> <p>(2) 外旭川わんわんこども園（幼保連携型認定こども園）の増改築 344,214</p> <p>(3) 北保育園（保育所）の増改築 28,851</p> <p>(4) にいだこども園（幼保連携型認定こども園）の防犯対策強化のための改修 5,698</p>	<p>575,173</p>
<p>13 子ども広場運営事業（子ども未来部）</p> <p>フォンテAKITA内で、親子が交流・情報交換できる場を提供するとともに、短時間の託児実施により子育てを支援する。</p>	<p>16,154</p>
<p>14 [創] ブックスタート推進事業（子ども未来部）</p> <p>市立図書館等との連携により、絵本の読み聞かせを通じて乳児へ語りかける自然な親子関係のスタートを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 4か月以上1歳未満の乳児とその保護者 ・実施会場 フォンテ文庫、市立図書館（明德館を除く）、公立保育所、市民サービスセンター子育て交流ひろば、子ども未来センター 	<p>1,971</p>

15 病児・病後児保育事業（子ども未来部）	77, 272
病児・病後児保育を行う保育所等に対し、一時的に保育する経費等を補助する。	
(1) 体調不良児対応型	33, 544
保育中に体調不良になった児童が、保護者の就労等により直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間の預かり保育	
(2) 病後児対応型	17, 878
病気の回復期にある児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育	
(3) 病児対応型	25, 850
当面症状の急変は認められないものの、病気回復期に至らない児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育	
16 認可外保育施設保育料助成事業（子ども未来部）	165
認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保護者の所得状況等に応じて助成する。	
17 私立保育所等延長保育事業（子ども未来部）	79, 655
延長保育を実施する私立認可保育所、認定こども園および地域型保育事業に対し、保育士の加配経費等を補助する。	
18 私立保育所等障がい児保育事業（子ども未来部）	89, 400
障がい児を受け入れる私立認可保育所および認定こども園に対し、保育士の加配経費等を補助する。	
19 一時預かり事業（子ども未来部）	236, 928
保護者の傷病等により一時的に育児ができなくなった場合の一時預かりを行う施設に対し、保育士又は幼稚園教諭の加配経費等を補助する。	
(1) 私立保育施設一時預かり事業	102, 292
(2) 認定こども園一時預かり事業	108, 956
(3) 幼稚園一時預かり事業	25, 680
20 すこやか子育て支援事業（子ども未来部）	371, 783
(1) すこやか子育て支援事業	
認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等に入所している児童の保育料および副食費を、保護者の所得状況等に応じて助成する。	
・保育料助成	204, 019
・副食費助成	147, 649
(2) 幼稚園すこやか子育て支援事業	
幼稚園を利用している3歳児から5歳児までの児童の副食費を、保護者の所得状況等に応じて助成する。	
・副食費助成	20, 115
21 幼稚園副食費補足給付事業（子ども未来部）	2, 646
新制度未移行幼稚園を利用する児童のうち、年収360万円未満相当の世帯の児童および年収に関わらず第3子以降の児童を対象に副食費を補助する。	
22 私学振興助成事業（子ども未来部）	839

幼稚園教育の振興を図るため、施設型給付を受けない幼稚園の運営費および幼稚園が実施する事業に対して補助する。

- 23 [創] 在宅子育てサポート事業（子ども未来部）** **36, 286**
- (1) 第1子、2子サポートクーポン
就学前の児童を在宅で子育てしている家庭に対し、子育てサポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。
- (2) 多子世帯サポートクーポン
平成30年4月2日以降に生まれ、保育所等に入所していない第3子以降の未就学児童と当該児童を含めた3人以上の子を養育している世帯に対し、子育てサポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。
- 24 子ども未来センター運営事業（子ども未来部）** **3, 271**
- 子育て支援の拠点として、子どもが自由に遊べ、親同士が情報交換できる場を提供するとともに、地域の子育て活動を支援するほか、子育てや女性の悩み相談等の総合的な子育て支援を推進する。
- 25 [創] ファミリー・サポート・センター運営事業（子ども未来部）** **13, 740**
- 子育ての援助を行いたい人（協力会員）と子育ての援助を受けたい人（利用会員）との相互援助活動により、子どもの一時預かり等を行い、子育てと仕事の両立支援を図り、子育て家庭を支援する。
また、利用料金の半額を助成し、利用会員の経済的負担を軽減する。
- 26 [創] 子育てサービス利用者支援事業（子ども未来部）** **6, 017**
- 子育て家庭が、多様な教育・保育施設や子育て支援事業の中から、最適な支援サービスを受けることができるよう、相談や提案を行うとともに、地域の関係機関・団体と連携し、子育て家庭を支援する。
- 27 [創] 児童虐待防止推進事業（子ども未来部）** **22, 981**
- 子ども家庭総合支援拠点を運営し、子どもとその家族等からの相談に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用や養育支援が必要な家庭への訪問援助・指導等により、児童虐待およびヤングケアラー等の発生予防と早期発見・早期対応に努め、必要な支援を行う。
- 28 乳幼児健康診査事業（子ども未来部）** **89, 015**
- 乳幼児健康診査や幼児歯科健康診査を行い、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見および保健指導を行う。
また、事後指導として、専門スタッフによる経過観察クリニックを実施する。
- ・**新** 屈折検査機器購入
- 29 [創] 妊産婦保健事業（子ども未来部）** **175, 839**
- 妊産婦健康診査（一般健康診査16回、子宮頸がん検査、歯科健康診査、精密健康診査、産後1か月健康診査）や母乳育児相談を実施するほか、多胎妊娠のかたへ受診票（6回分）を追加交付する。
また、保健指導を必要とする妊産婦および新生児に対して訪問指導を行う。
- 30 未熟児養育医療給付事業（子ども未来部）** **32, 652**

病院又は診療所に入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対して医療の給付を行う。

- 31 小児慢性特定疾病支援事業（子ども未来部）** **85,368**
慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の給付および自立支援のための相談等を行う。
また、日常生活の便宜を図るため、受給者からの申請に基づき日常生活用具を給付する。
- 32 [創] 不妊治療費助成事業（子ども未来部）** **62,030**
(1) 特定不妊治療 体外受精や顕微授精等の治療をした夫婦に対し、自己負担分の一部を助成
【拡充】
・保険外診療 1年度1回30万円（一部治療は10万円）まで助成
・先進医療 1年度1回10万円まで助成
(2) 一般不妊治療 1年度につき5万円まで、通算2年間（10万円）助成
(3) 不育症検査 検査費用の7割に相当する額を助成（上限6万円）
- 33 [創] 育児支援事業（子ども未来部）** **15,662**
育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問指導や産後ケアを行う。
- 34 [創] 幼児フッ化物塗布事業（子ども未来部）** **8,529**
幼児のむし歯罹患率の低減およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識の普及を図るため、フッ化物塗布を行う。
・対象 1～5歳児
・実施方法 市内の協力歯科医療機関で年1回実施
- 35 [創] 幼児発達支援事業（子ども未来部）** **2,186**
3歳児健診後、教育・保育施設等の集団生活の中で表面化する発達障がい等行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。
- 36 [創] 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（子ども未来部）** **397,669**
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な支援を提供し、切れ目ない支援を実施する。
・**新** 出産・子育て応援給付金（計10万円）を支給（令和4年4月以降に妊娠、出産した者が対象）
・**新** 妊娠8か月頃の妊婦を対象にアンケートと面談（希望者）を実施
- 37 [創] 産前・産後サポート事業（相談支援事業分）（子ども未来部）** **955**
妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感を解消する。
- 38 [創] 放課後児童健全育成事業（子ども未来部）** **558,485**
昼間保護者のいない家庭の児童を放課後に受け入れるため、放課後児童クラブの運営を委託し、健全育成を行う。
- 39 [創] 放課後子ども教室推進事業（子ども未来部）** **53,066**
児童館等において、子どもたちに健全な遊びの場と様々な体験・交流・学習の機会を提供し、放課後の安全・安心な子どもの居場所づくりを推進

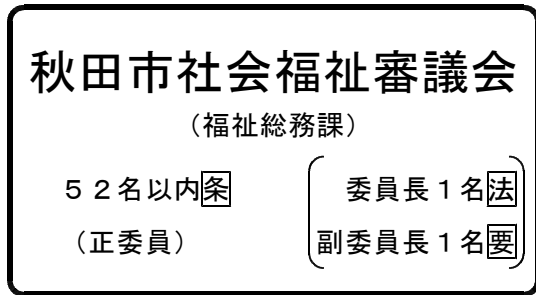
する。

- | | |
|---|---------------|
| 40 [創] 児童館等整備事業（子ども未来部） | 28,358 |
| 放課後の子どもたちに安全な居場所と健全な遊びを提供するため、高清水児童センターを改修する。 | |
| 41 公立保育所業務効率化推進事業（子ども未来部） | 1,543 |
| 公立保育所において保育業務支援システムの導入によりICT化を推進することで、保育士等の業務負担の軽減や保育の質の向上、保育所を利用する保護者の利便性の向上を図る。 | |
| 42 保育所入所関係事務デジタル化推進事業（子ども未来部） | 1,167 |
| 令和4年度中に導入したAI入所選考機能等について、保守契約を締結し安定的に稼働させる。 | |
| 43 [新] 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども未来部） | 50,700 |
| 新型コロナウイルス感染症への対応として、保育所等における感染拡大防止対策に必要な経費を支援する。 | |

【施策② 若い世代の育成支援】

- | | |
|--|---------------|
| 1 [創] あきた結婚支援センター運営経費負担金（子ども未来部） | 1,038 |
| 県、市町村、協力団体を構成員とする同センターの運営経費を負担する。 | |
| 2 [創] 若者自立支援事業（子ども未来部） | 6,010 |
| 社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、しごと塾を開催し、社会人として求められる基礎的な能力の向上を図り、就労の決定・定着を図る。 | |
| 3 [創] ふたりの出会い応援事業（子ども未来部） | 3,867 |
| 出会いや結婚を希望する方を対象に、個性や魅力を引き出すための個別セミナー等を行う婚活カレッジを開催するほか、あきた結婚支援センターの登録料を全額補助することにより、会員登録を促す。 | |
| 4 [創] 結婚新生活支援事業（子ども未来部） | 28,220 |
| 結婚に対する経済的負担の軽減を図るため、要件を満たす新婚世帯に対し住宅購入費や家賃、引越し費用等の一部を補助する。 | |
| 【拡充】 | |
| ・ 所得要件の緩和（400万円未満→500万円未満） | |
| ・ 補助上限額の引上げ（30万円→夫婦ともに29歳以下：60万円、それ以外の世帯：30万円） | |

〈秋田市社会福祉審議会の機構図〉



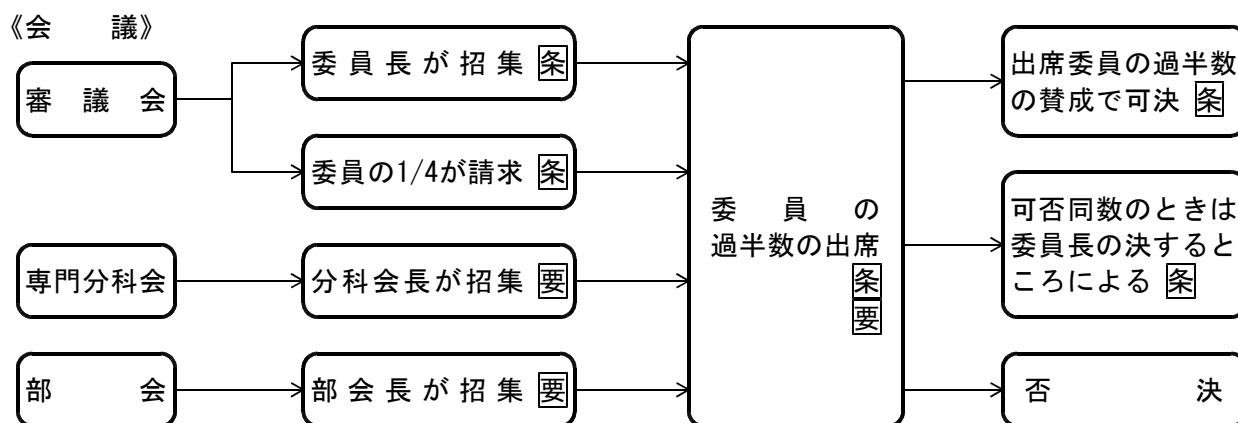
根拠法令

- ^法…社会福祉法
- ^令…社会福祉法施行令
- ^条…社会福祉審議会条例
- ^要…審議会運営要綱等
- ^自…地方自治法

専門分科会または部会は、分科会長または部会長が招集し、その議長となる ^要
 重要または異例な事項を除いて（民生はすべて）専門分科会の決議をもって審議会の決議とする ^要
 障害程度等について諮問を受けたときは、審査部会の決議が審議会の決議となる ^令



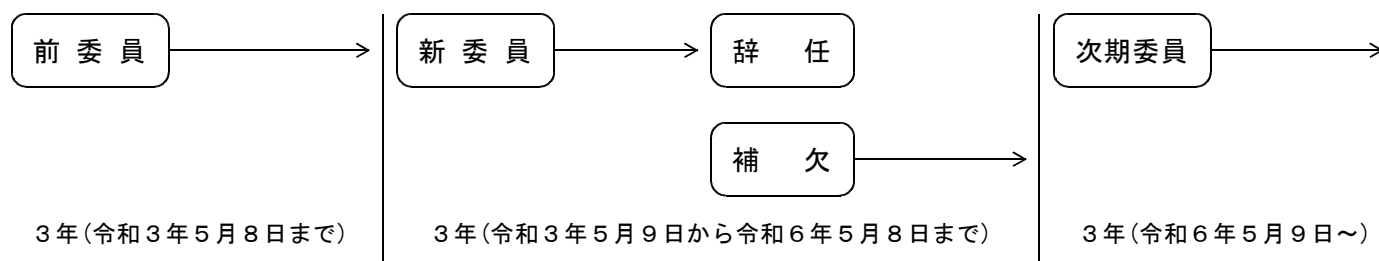
秋田市社会福祉審議会の運営について



※会議の出席人数および議決人数については臨時委員は委員とみなす条
 ※民生委員審査専門分科会および審査部会は、緊急その他やむを得ない場合、
 文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる要

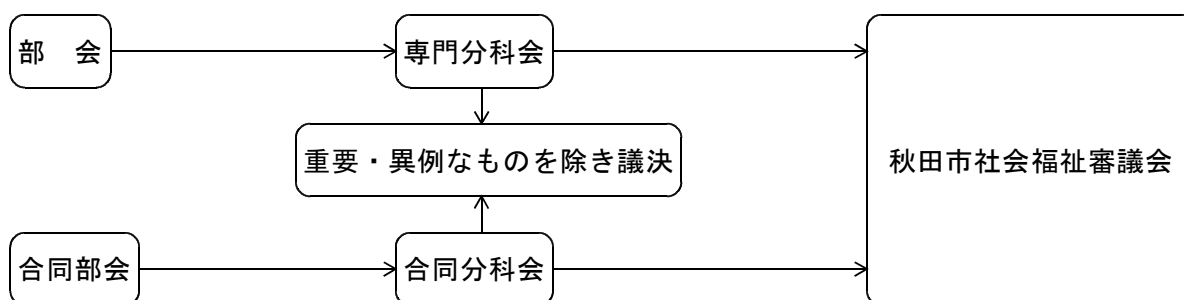
《委員および臨時委員》

- 委員および臨時委員は非常勤とする自
- 委員の任期は3年条
- 委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間条



○審査部会に属する委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから委員長が指名する要

《専門分科会、部会の決議》



※調査審議事項が他の分科会・部会と密接な関係にある場合は、必要に応じて合同分科会・合同部会を開催。

《報酬》

- 全体会・専門分科会 : 日額 7,000円
- 審査部会 : 年額 36,000円
- 認可確認部会 : 日額 7,000円

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(前略)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(後略)

社会福祉法施行令

(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十五号)

(前略)

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

(後略)

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年 3月27日 条例第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・令和5条例6・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合に

は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(平成8年秋田市条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。